

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名	遺失物法施行規則
根 拠 条 項	第30条第1項
処 分 の 概 要	特例施設占有者の指定の取消し
原権者（委任先）	神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め	遺失物法第17条（特例施設占有者） 遺失物法施行令第5条第5号（特例施設占有者の要件） 遺失物法施行規則第30条第1項（指定の取消し）
処 分 基 準	<p>遺失物法施行令第5条第5号イ若しくはハに該当しなくなった場合又は同号ロ(1)から(4)までのいずれかに該当することとなった場合において、次のように、帰責事由がなく、又は悪性が極めて軽微であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等をしようとしているとき等を除き、特例施設占有者の指定を取り消すこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の責めに帰することのできない事由により法人の役員が令第5条第5号ロ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているとき。
問 い 合 わ せ 先	神奈川県警察本部総務部会計課監査室 電話 045-211-1212 内線 2257
備 考	